

平成 28 年度説明会での質疑応答

Q 1 消防法やビル衛生管理法に基づく届出・報告は定期的に行っていますが、今回説明のあった報告も必要ですか。

A 1 消防法やビル衛生管理法の届出・報告とは制度が異なりますので、今回説明しました建築基準法に基づく報告も必要になります。

Q 2 今年完成した建物やエレベーターは、今年度報告する必要はありますか。

A 2 今年完成し検査済証の交付を受けた建物やエレベーターについては、今年度の報告義務はありません。次回の報告時期（建築物は平成 32 年 4 月 1 日から 12 月 20 日まで、昇降機、建築設備は平成 30 年 4 月 1 日から 12 月 20 日まで）に報告してください。

Q 3 防火設備は今年後から報告対象となったのですか。また、毎年報告する必要はありますか

A 3 これまでは建物の報告の際、主に目視により設置や劣化等の調査は行っていました。今回の改正により、専門的な知識と技能を有する者が作動状況も含めて毎年検査・報告することが義務づけられました。なお、防火設備の報告時期については経過措置が設けられており、平成 30 年度より毎年報告することになります。

Q 4 同一敷地内に建物が 2 棟ある場合、報告対象かどうかは棟ごとで判断しますか。それとも 2 棟を合わせて判断しますか。

A 4 報告対象となるかどうかは棟ごとで判断します。2 棟それぞれの規模等が報告対象であれば、それぞれの建物について報告してください。

Q 5 市町村役所の庁舎は報告対象になりますか。

A 5 庁舎内に議会場などで客席のある階やその規模により報告対象となる場合があります。

Q 6 説明会の開催案内があった施設以外にも対象となる建物がありますか。

A 6 今回説明会の案内を送付した施設は、当事務所が把握している今年度報告対象施設です。したがって、来年度、再来年度に報告対象となっている施設の所有者等には説明会の案内は行っておりません。また、報告対象となるが当事務所が把握していない建物が存在する可能性もありますので、そのような建物を所有・管理している場合は調査の上、ご報告ください。

Q 7 定期報告に関する様式等は、法改正による変更等がありますか。

A 7 法改正に伴い、様式等の改正もあります。最新の様式については建築指導課のホームページをご確認ください。

Q 8 法改正により報告対象となった小荷物専用昇降機とは具体的にどのようなものでしょうか。

A 8 昇降機のかごの床面積が1平方メートル以下、かごの高さが1.2メートル以下で、かつ、出し入れ口の下端が床面から50センチメートル未満の小荷物昇降機（フロアタイプ）が報告対象になります。